

おくやみ手続き窓口取扱業務Q & A

手続き名	児童手当・特例給付 受給事由消滅届
------	-------------------

Q：手続きの内容を教えてください。

A：児童手当・特例給付(中学校卒業までの児童を監護する父または母もしくは養育する養育者が受給できる手当等)の対象児童が亡くなられて、当該父母等が監護等する別の対象児童もない場合は受給資格がなくなります。本手続きは、受給事由消滅届の届出です。

Q：様式を市ホームページよりダウンロード可能ですか。

A：ホームページには様式を掲載しておりませんので、ダウンロード可能です。必要事項を記入の上、その届を担当課へ郵送してください。

Q：受給者ではありませんが、委任状を添付することで代理申請は可能ですか。

A：原則として受給者本人が届出をしてください。配偶者であれば代理で届出可能です。

Q：必要な書類は何ですか？

A：「児童手当・特例給付 受給事由消滅届」が必要です。様式は市ホームページからダウンロードできます。枚方市に住民票がない対象児童が亡くなった場合のみ、死亡日が判るもの(死亡診断書、戸籍謄本、住民票等)を添付してください。

Q：受給事由消滅はいつから適用されますか。

A：亡くなられた日をもって消滅されます。ただし、手当金は亡くなられた月まで支給されます(例：9月1日に亡くなられた場合は、9月分は従来通り支給され、10月分より支給なしとなります)。

Q：今回の届出内容について通知は届きますか？振込日の変更はありますか？

A：申請書を受理した翌月末までに「児童手当・特例給付 支給事由消滅通知書」が届きます。振込日の変更はありません。

問い合わせ先

枚方市役所 別館 2階

年金児童手当課

電話：072-841-1408 (直通)

ファクス：072-841-3039 (代表)